

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（以下「令別表第1」という。）に掲げる防火対象物の項を確定するにあたっては、火災予防の観点から、防火対象物の名称等で判断することなく、防火対象物の使用実態社会的機能の業態等を勘案し、規定の趣旨を踏まえ次により行うこと。

なお、令別表第1の各項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取扱うことができる。
- (2) 消防法施行令（以下「令」という。）第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状態により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものであること。
 - ア 第1-1表(A)欄に掲げる防火対象物（以下「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、同表(B)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属性していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属性的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。
 - (ア) 当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属性的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
 - b 管理権原を有する者が同一であることとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権原を行使できる者が同一であることをいう。
 - (イ) 当該従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
 - a 当該従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるとは、従属性的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもので、第1-1表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であるものをいう。
 - b 従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属性的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、第1-1表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。
 - (ウ) 当該従属性的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。従属性的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であ

ることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m²未満である場合における当該独立した用途（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イからハ、(6)項イ又はハにあっては、利用者を入所させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途を除く。）に供される部分

共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (イ) 防火対象物全般に使用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであり、同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判断すること。
- (5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
 - ア 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
 - イ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²を超える場合は、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
 - ウ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
 - (ア) 一般住宅は、前(2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
 - (イ) 一般住宅と政令別表対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

項目	例示	項
住宅 > 政令別表項で 50m ² 以下のもの		一般住宅
住宅 < 政令別表項		政令別表
住宅 > 政令別表項で 50m ² を超えるもの		複合用途
住宅 ≡ 政令別表項		複合用途

- (6) 消防法（昭和23年法律第186号）（以下「法」という。）第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (7) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

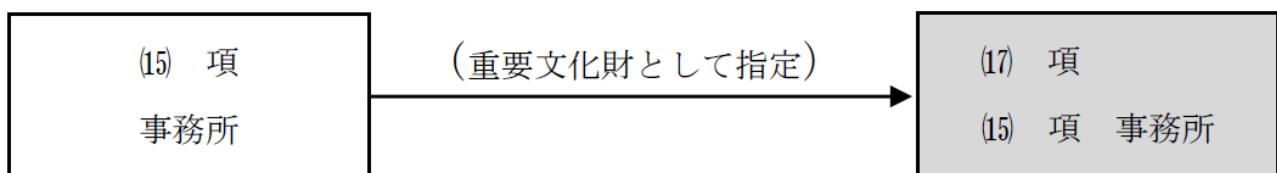
2 項ごとの適用事項

複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 前1、(2)又は(5)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の部分に供される部分が存するものは除く。）この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
- ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

- イ 特定用途部分の床面積の合計が、300m²未満であること。
- (2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。
- (3) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。）として指定された建築物の取り扱いは次によること。
- ア 令別表第1(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であること。

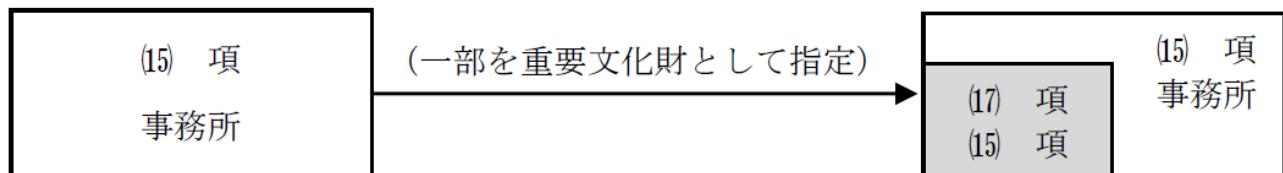
例



イ 令別表第1(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項に掲げる項の防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物であるほか、(17)項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。

例



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に令別表第1(1)項から(16)の2)項に掲げる防火対象物を増築（法第17条の2の5第2項に該当）した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、令第32条の適用若しくは消防安第26号（昭和50年3月）の適用について考慮する。

例

